

宇都宮市弓道場トイレ洗浄機器保守点検業務仕様書

1 委託業務名
トイレ洗浄機器保守点検業務

2 委託場所
宇都宮市弓道場 宇都宮市屋板町 231 番地 1 号

3 設置施設及び洗浄機器の個数

階	設置場所	男子（小）	男子（大）	女子	身障者
1 F	男子	2	1		
	女子			2	
合 計		6			

4 委託業務の内容

- (1) 受託者は、トイレに洗浄機器を設置し正常かつ良好な状態に保つとともに、2ヶ月に1回は消毒殺菌剤等の取替を行うものとする。
ただし、良好な状態が保てない場合は、その回数を増やさなければならぬ。
- (2) 受託者は、委託期間満了後、受託者負担により速やかに洗浄機器を撤去し、排水管及び壁等を現状に復すること。(契約解除による場合も同じ)
- (3) 障害発生の場合は、直ちに技術者を派遣し修理するものとする。

5 性能、品質

- (1) 薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体を使用すること。また、使用回数に対応した品質、性能を有すること。
- (2) 薬剤は中性を使用すること。

6 報告

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに「定期保守点検業務工程表」を作成し委託者へ提出すること。
- (2) 受託者は、定期保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ委託者に連絡すること。
- (3) 受託者は、定期保守点検業務を実施したときは、直ちに「保守点検業務報告書」を委託者へ提出すること。

7 経費の負担

- 受託者は、委託業務を遂行するにあたり次の経費を負担すること。
- (1) 点検に要する機械工具類

- (2) すべての消耗部品類
- (3) 器具の取付, 撤去, 破損品の取替に要する費用

8 委託業務遂行上の義務

受託者は、委託業務を遂行するにあたり次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。
- (3) 点検業務中は事故のないよう十分注意すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定することとする。